

保健福祉総務課長 様

教育委員会事務局学校教育部
新しい教育推進課長 角田 みどり

設計支援委員会結果報告書

平成15年3月設計支援委員会に付議した、下記の施設整備事業について、結果を報告します。

記

事業名 (整備概要)	中心部の第2期の新しい小学校新築工事 (学校施設開放エリアにおいて多目的便所、エレベーター、視覚障害者誘導、階段注意喚起床材及び手摺りの設置。)	
設計支援委員からの意見		具体化の結果・状況
(多目的便所について) ・1階屋外便所について多目的便所として独立するのではなく、男女各便所内に障害者用ブースを設置できないか。 ・多目的便所が多すぎるのではないか。 ・便所内に荷物置き棚を設置できないか。移動台でも良い。(手荷物ぐらいが置けるようにする。) (視覚障害者誘導について) ・北歩道部の既存誘導ブロックと計画の誘導ブロックを繋ぐこと。 ・点字対応施設案内板の床面からの高さは、1.0m~1.2mとすること。 ・開放エリアについてエレベーターから諸室までの誘導ブロックを設置できないか。		・スペース的に難しい。多目的便所を障害者占用として扱うのではなく、誰もが必要な時に多目的に使用する便所として扱う。 ・児童も使用することも考えているので、建物全体において一層階に1箇所設置する。 ・適所に固定棚又は移動台等を検討する。 ・ご意見の通り対応する。 ・ご意見の通り対応する。 ・2階屋内体操場玄関アプローチまで誘導ブロックを設置する。

設計支援委員からの意見	具体化の結果・状況
<ul style="list-style-type: none"> ・各階エレベーター出入口部分に点字対応フロア案内板を設置できないか。 ・開放エリア諸室出入口部に点字対応室名板を設置できないか。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央階段に注意喚起床材を設置しているが、視覚障害者誘導ブロックを設けていないので意味がないのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用駐車施設の位置を建物出入口近くに設置できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の通り対応する。 (設置場所に注意喚起床材を設置する。) ・開放エリアの適所に対応できるよう検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起床材は、あくまでも段差等について注意を促す意味で設ける。指摘の階段室は教室エリアのメイン階段であり、5階解放時の避難階段にもなる。そうした階段の設備として注意喚起床材に対応する。 また、誘導ブロックについては、開放エリアへの視覚障害者のアプローチに一番優しい経路に誘導する。(事務局、エレベーター) <ul style="list-style-type: none"> ・今回の場合、建物出入口側に設置すると前面駐車となり、満車時にはバックで出る可能性がある。 計画位置の方がスムーズに出入りすることができるため、運転面での安全性を優先する。

